

平成30年度  
岐阜市包括外部監査報告書

概要版

平成31年2月

岐阜市包括外部監査人

諏訪 直樹



《 目 次 》

第1 監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類 .....	1
2. 監査の対象とした事件名 .....	1
3. 事件の選定理由 .....	1
4. 監査の対象期間 .....	1
5. 監査従事者 .....	2
6. 監査を実施した期間 .....	2
7. 外部監査人の独立性(利害関係) .....	2
8. 監査の対象機関 .....	2
9. 監査の着眼点 .....	2
10. 監査の方法 .....	3
11. 監査意見 .....	3
第2 各監査意見の概要.....	4
1. 本編 第3 都市防災部 .....	4
(1) 1. 避難所・帰宅困難者備蓄品事業 .....	4
(2) 2. 自主防災組織運営・資機材整備等助成.....	4
(3) 3. 防災土育成事業 .....	5
(4) 4. 避難所表示看板設置更新事業 指定避難所の指定条件の判定.....	6
(5) 4. 避難所表示看板設置更新事業 岐阜市地域防災計画における災害想定..	6
(6) 4. 避難所表示看板設置更新事業 避難所の収容人員の不足.....	7
(7) 4. 避難所表示看板設置更新事業 防災事業に係る情報管理.....	8
(8) 4. 避難所表示看板設置更新事業 避難所表示看板の更新計画.....	9
(9) 6. 岐阜市地域防災計画の修正 .....	9
(10) 7. 岐阜市総合防災安心読本の取り扱い状況.....	10
2. 本編 第4 基盤整備部 .....	11
(1) 2. 水防団員報酬 .....	11
(2) 3. 水防倉庫及び格納資器材 .....	12
(3) 7. 砂防急傾斜地の整備事業 施設情報の管理.....	12
(4) 7. 砂防急傾斜地の整備事業 将来の整備計画.....	13
(5) 8. 橋梁の耐震補強 橋梁に関する情報管理.....	13

(6)	8.	橋梁の耐震補強 橋梁の修繕費用	14
(7)	1 1.	長良川防災・健康ステーション	15
	3.	本編 第5 まちづくり推進部	16
(1)	1.	耐震診断等補助金	16
	4.	本編 第6 消防本部	16
(1)	1.	街頭消火器維持管理	16
(2)	2.	岐阜市消防団拠点整備事業	17
(3)	3.	消防団員報酬	17
	5.	本編 第7 上下水道事業部	18
(1)	4.	水源施設、配水池の耐震化対策	18
(2)	5.	災害発生時の協定	18
	6.	本編 第8 各部の防災事業関連契約	19
(1)	2.	基盤整備部の防災事業関連契約	19
(2)	3.	都市防災部の防災事業関連契約	20
(3)	5.	教育委員会の防災事業関連契約	21
	第3	指摘及び意見一覧表	22

事件（テーマ）：「岐阜市の防災に関する事業について」

## 第1 監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 監査の対象とした事件名

岐阜市の防災に関する事業について

### 3. 事件の選定理由

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震の発生を受け、防災・危機管理に対する関心は社会的に高まっているといえる。岐阜市では、南海トラフ地震などにより被害が予測されている。また、全国的にも台風、異常気象による集中豪雨などの風水害が多く発生している。こうした中、市では、市民の生命・財産を守ることを目標として「岐阜市地域防災計画」を策定した。この「岐阜市地域防災計画」は「一般対策計画」と「地震対策計画」の両計画から構成されており、市内の地震災害及び風水害全般に関する総合的な指針及び対策計画を定めたものである。市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減するためには、この計画に定められた災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を効果的に実施することが重要となる。

このような状況において、防災に関する事業について、本年度の監査の対象の事件として選定し、今後の事務の改善に資するような現場に関する指摘または意見を提言することは、必要かつ有用な包括外部監査になるものと判断した。

### 4. 監査の対象期間

平成29年度に執行したものとする。ただし、必要があると認めたものについては、過年度及び平成30年度分も対象とした。

5. 監査従事者

包括外部監査人

諏訪 直樹（公認会計士）

包括外部監査人補助者

山田 晋也（公認会計士）

乾 美恵子（弁護士）

高井 正樹（税理士）

岩井 由紀子（税理士）

若原 幸秋（公認会計士）

6. 監査を実施した期間

平成30年6月11日から平成31年2月8日まで

7. 外部監査人の独立性(利害関係)

岐阜市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との関係には、地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 監査の対象機関

防災に関する事業に係る事務を所管する部署、当該事務に関連する部署等

9. 監査の着眼点

防災に関する事業に係る事務について、関係法令、条例及び諸規程に準拠して行われているか、あるいは、社会通念上著しく適正を欠き不当と判断される事項はないか、また、事業の成果が十分に発揮されているかどうかについても検証を行う。

人命に関係するという防災の性質上、有効性が最も重視されるものではあるが、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を挙げなければならないとする観点(地方自治法第2条第14項)も踏まえ、いわゆる3E(経済性、効率性、有効性)にかなうものかどうかの視点

も持ちつつ監査を実施する。

10. 監査の方法

- (1) 監査の実施対象について、関係法令、条例及び諸規程等の確認
- (2) 所管部署の担当者に対するヒアリング
- (3) 行政計画、予算の執行状況の調査、確認
- (4) 関係帳簿及び証拠書類との突合、内部管理資料、契約書等の文書の閲覧

11. 監査意見

指摘	意見	合計
6件	30件	36件

本報告書において指摘または意見という場合、以下のように区分している。

指摘：法令、条例、規程等の形式的な違反、裁量権の逸脱などの実質的違反がある場合、もしくは、実質的な違反とまでは言えないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、またはそれに準じるもの

意見：是正を必ずしも要するものではないが、事業の執行について参考にすべき事項として監査人が市に対して提言するもの

## 第2 各監査意見の概要

### 1. 本編 第3 都市防災部

#### (1) 1. 避難所・帰宅困難者備蓄品事業

岐阜市では、災害時に備えて、主に小学校単位となる50の指定拠点避難所に、食料や避難所となる資機材を学校の空き教室や防災倉庫に備蓄しているほか、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、21か所の中学校にも同様に備蓄している。

また、広域的な災害時に備え、市内8カ所に設置されているコミュニティセンターにも集中的な備蓄として救助資機材等が備蓄されている。

また、帰宅困難者用の備蓄として、JR岐阜駅の北口駅前広場にも仮設トイレ等の資機材が保管されている。

備蓄品の内容、保管状況とも概ね問題は無いが、整理状況が良くない倉庫が一部見られた。また使用保証期限・品質保持期限等を考慮して備蓄品の更新等を検討することが望ましい備蓄品もあった。【意見1～5】

#### (2) 2. 自主防災組織運営・資機材整備等助成

岐阜市では、自主防災組織による自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害に対する対応能力を養成し、応急対策に万全を期し、地域の秩序と住民福祉の確保を図るため、岐阜市自主防災組織連絡協議会および各地域の自主防災組織に対し補助金を交付している。

補助金交付手続きには問題は無いが、以下のような点が見られたので、今後検討を行っていくことが望ましい。

ア 補助金の交付金額は、地域ごとに補助金額に差が生じている場合がある。資機材や収納庫の整備等を行っているが、世帯数の地域差で補助金額に差が生じるため、補助金の金額が少なくなる地域では一定額以上の高額になる資機材について購入しづらい。一定額以上の資機材の購入については、防災活動に関する補助金とは区別して、地域格差が広がらないように補助を考えることが望ましい。【意見6】

イ 補助金の交付は、前金払により交付され、交付金額を下回った場合は補助金との差額を返納することになっているが、過去に返納した事例は無い。すべての組織が毎年、補助金交付金額を上回る支出をしていることになる。

補助金の使い方を考える際、予算消化ありきで、必要のないものを購入するといったような無駄な支出にならないよう指導することが望ましい。【意見7】

ウ 自主防災組織には、補助金により購入した高額の資機材がある。岐阜市はそれらの管理状況を把握していない。各防災隊が作成している備品管理表等の提出を求め、自主防災隊がどのような管理を行っているか確認することが望ましい。【意見8】

エ 補助金を受けた自主防災組織連絡協議会・自主防災隊は、補助事業等実績報告書を市へ提出する。市はこの報告書の内容を確認する際、領収書等の提出は求めている。岐阜市自主防災組織強化対策補助金交付要綱によると、領収書等の確認まで求められていないが、補助金の適正な使用を確認するため、一定額以上の用途については領収書の写しの提出または領収書の確認を行うことが望ましい。【意見9】

オ 自主防災隊が作成する補助事業等実績報告書について確認したところ、記入すべき箇所に必要な記載がされていない項目があった。今後、市は自主防災隊から提出された補助事業等実績報告書を確認し、適切に作成するよう指導することが望ましい。  
【意見10】

### (3) 3. 防災士育成事業

岐阜市では、熊本地震で発生した課題等を踏まえ、地域がより主体的に避難所運営や救護活動等を円滑かつ迅速に実施できるよう、地域の防災リーダーとして必要な知識や技術を身につけた防災士を、各地域で育成支援する取組みを進めている。

岐阜市では防災士育成支援事業により資格取得した者に対し、資格取得後の定期的な研修等を行っていない。防災士適任の保証を受けた人材の活躍を岐阜市として活用していく機会を逃さない

ためにも、支援後の積極的な研修等の開催を行うことが望ましい。

【意見11】

(4) 4. 避難所表示看板設置更新事業 指定避難所の指定条件の判定

指定避難所を指定するにあたり、岐阜市において定めた「岐阜市避難所指定基準」により、「規模」「構造」「設備」「災害対応」「輸送」の5項目ごとに基準を満たしているかを判定している。

市では各施設の判定項目について、地域防災計画の指定避難所一覧に掲載するにあたり検証しているとのことだが、市として判定項目を最終的に満たしていることをとりまとめた資料はないとのことであった。

避難所は被災者が一定期間避難生活を送るためのものであり、安全に過ごせる場所を提供するものであるから、指定にあたっての判定過程は、様式を定めただけで判断根拠となる資料とともに、整理して保管されるよう検討されたい。【意見12】

(5) 4. 避難所表示看板設置更新事業 岐阜市地域防災計画における災害想定

岐阜市地域防災計画(一般対策計画)において想定する災害は、台風、集中豪雨等異常降雨、航空機事故、鉄道事故、道路事故、原子力災害及び放射性物質漏洩、危険物の爆発等、可燃性ガスの拡散、有毒ガスの拡散、林野火災、大規模な火災等、各種想定されているが、被害想定は台風及び水害のみを対象としている。そして、台風については昭和34年の伊勢湾台風、水害については昭和51年の9.12豪雨といった過去に経験した災害に基づき被害想定している。

風水害については、特に家屋の被害が多いが、住宅等の状況は想定する災害発生時に比べ変化していることが十分考えられることから、風水害についても今後発生しうる災害に基づく被害想定を調査すべきである。【指摘1】

- (6) 4. 避難所表示看板設置更新事業 避難所の収容人員の不足  
 岐阜市が平成29年度において指定する避難所等について、岐阜市地域防災計画(一般対策計画)では収容人員は以下となっている。

指定緊急 避難場所	広域 避難場所	指定避難所等				合計	
		指定 避難所	指定拠点 避難所	その他の 避難可能 施設	福祉 避難所	施設数 (箇所)	収容人員 (人)
○						366	
	○					3	
○		○				110	37,735
○			○			50	31,188
		○				39	10,908
				○		104	11,207
					○	50	2,385
		指定避難所等 合計				353	93,423

一方、岐阜市地域防災計画(地震対策計画)が想定する「災害被害想定調査」における避難者予測の結果によると、建物被害及び断水による避難者は以下となる。

想定地震	建物被害による 避難者数(人) (ア)	断水による 避難者数(人) (イ)	避難所 生活者(人) (ア)+(イ)
南海トラフの巨大地震	53,013	75,010	128,023
養老桑名四日市断層帯地震	102,812	49,262	152,074

これにより、避難者数と、避難所等の収容人員との比較した結果は次項である。

・建物被害による避難者数(ア)に対する過不足人数

想定地震	建物被害による 避難者数(人) (ア)	避難所 収容人数(人)	過不足人数(人)
南海トラフの巨大地震	53,013	93,423	40,410
養老桑名四日市断層帯地震	102,812		△ 9,389

・建物被害及び断水による避難者数((ア)+(イ))に対する過不足人数

想定地震	避難所 生活者(人) (ア)+(イ)	避難所 収容人数(人)	過不足人数(人)
南海トラフの巨大地震	128,023	93,423	△ 34,600
養老桑名四日市断層帯地震	152,074		△ 58,651

ここで、上記に関して市の方針を確認したところ、南海トラフの巨大地震に伴う建物被害による避難者数を基礎として防災政策を実施しており、さらにその過程で、建物被害による避難者数を上回る避難者数の発生も念頭におき、避難所を確保しているとのことであった。また、断水による避難者については、既存の避難所で可能な限り受け入れ、それでも不足する部分は、住民等への啓発等によりできるだけ避難所生活者を減らすように努めているとのことであった。

しかし、避難所生活者として、断水による避難者が上記予測のとおり発生する可能性は十分に考えられることから、住民等への啓発等だけでなく、避難所等の指定をさらに増やすことにより避難所収容人数の増加に努めるべきである。【指摘2】

(7) 4. 避難所表示看板設置更新事業 防災事業に係る情報管理

防災事業に関連する情報は多岐にわたり、また所管部署も複数に分かれており情報管理も個別に行われている。

しかし、これらは、防災事業を検討するうえではすべて地図上での検討が欠かせない情報であり、さらに言えば、地図上での一元的な管理を行うことができるものである。

ここで、全国的にも先進的な岐阜県の取り組みとして、「岐阜県地域統合型GIS(地理情報システム)」がある。GISとは、デジタル化された地図上で、種々の情報と地図とを座標をキーとして結び付け、コンピュータ上でそれらを統合的に処理することにより様々な形態で表現し、解析・集計を容易にする情報システムである。岐阜県はこのようなシステムを「岐阜県地域統合型GIS」として、県のみならず市町村も統合した県域レベルで実現しようとするものであり、県及び県内各市町村が利用するデータのうち、複数の部署が利用するデータを県及び各市町村が共有できる形で整備し、利用していく県域横断的なシステムを目指したものである。

岐阜県では、この「岐阜県地域統合型GIS」の利用は、特に防災、災害対策の業務において効率化・高度化が期待されるとしており、岐阜市においてもこのシステムを活用することを検討されたい。【意見13】

(8) 4. 避難所表示看板設置更新事業 避難所表示看板の更新計画

岐阜市は、平成27年度より避難所表示看板を順次更新しており、担当者にヒアリングしたところ、平成32年度(2020年度)までに市内全ての更新が完了する予定であるとのことであった。

一方、避難所表示看板については、平成28年3月23日における内閣府事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」により、耐用年数は4年～10年程度とあり、現在の更新後も、新たな更新に伴うコストが必要となる。

現状、更新計画の策定は予定されていないが、将来にわたり一定のコストが継続的に発生することから、他の事業と同様コスト意識を持つよう更新計画の策定が望まれる。【意見14】

(9) 6. 岐阜市地域防災計画の修正

岐阜市地域防災計画は、岐阜市防災会議が岐阜市の地域に係る災害の対策に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心

にして、防災関係機関と市民の積極的な協力を含めた総合的な計画を定め、災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保を図ることを目的としている。

このような計画のもと、災害対策基本法の規定に基づいて毎年見直しを行うために、防災関係機関に対して修正箇所等について意見を求める依頼を発信し、各種意見などを取り入れて、岐阜市防災会議にて岐阜市地域防災計画の改正について議論している。

会議においては、各方面から発言できる会議の雰囲気づくりも検討しながらより一層充実した防災会議の運営を期待したい。

岐阜市地域防災計画の修正項目についての意見も積極的に受け付けて、それらも勘案しながら岐阜市防災会議を開催し、より活発的な会議と市民目線も考慮した岐阜市地域防災計画を策定するほうが望ましい。【意見15】

(10) 7. 岐阜市総合防災安心読本の取り扱い状況

地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを修正のたびに作成・配布してきたが、各種ハザードマップを統合して冊子化して、各家庭での保管、活用につなげてもらう目的で平成27年度に「岐阜市総合防災安心読本」を作成し、平成28年3月に全戸配布した。

岐阜市が市政モニターを対象に行ったアンケートによると、配布された後、記事や地図に目を通し、今も保管している43%と、配布された後、読んだことは無いが、家に保管している17%を加えて60%ある。一方で、配布された覚えがない、見たことがない16%をはじめとした、配布された後、記事や地図に目を通したが、手元には残っていない18%、配布されたことは覚えていたが、読んだことは無く、手元にも残っていない5%という関心がない状況が約40%もあることについては改善の余地が

ある。

被害を軽減するためには、「自助、共助、公助」が重要と言われているが、まずは自分の身を守るための知識を身につけることが一番である。岐阜市総合防災安心読本を活用して、その家族の身も守れるようにさらなる周知をしていくことが望ましい。【意見16】

## 2. 本編 第4 基盤整備部

### (1) 2. 水防団員報酬

水防団の活動において、岐阜市水防団設置条例に基づいて各種手当を支給している。出動手当、訓練警戒手当については各水防団から提出される報告書に基づいて支給している。

各種手当の支給金額は、各水防団から水防実施状況報告書記載の出動人員数及び各種支給規程に基づいて支給されており適切であるが、支払状況を記載している年手当、訓練・警戒手当明細書には、本人と団の支給割合が記入されており、団員個人の預金口座ではなく水防団が管理している預金口座に支払いがなされているケースもあった。この点について岐阜市の担当者に確認したところ、各水防団が作成している親睦会規約等に基づいて、各水防団員の委任により水防団が管理している預金口座に支払いがなされているとの回答を得た。

水防団への入団時点において手当の一部が団員自身の口座ではなく、水防団管理口座に振り込まれることについての説明を受けているとのことであるが、仮にそのことを疑問に思う団員がいたとしても、これまでの慣習でといわれたら説明された支給割合に同意し振込先委任書を提出せざるを得ない雰囲気が存在する可能性がある。

さらに、親睦会の活動に参加できない場合にも費用を負担していることがありえるため、団員別の公平性を欠く状況となってしまうおそれがある。

したがって、ほとんどの水防団において、本来、水防団員個人に支払われるべき手当等が、結果として水防団の活動費や互助会

費として賄われており、それらの規約等は問題であることから、岐阜市水防団設置条例に規定されている各種手当については、確実に水防団員個人に支払うようにしていく必要がある。【指摘3】

(2) 3. 水防倉庫及び格納資器材

水防倉庫内にどのような資器材が管理されているか、またどのように配置されているかについて数か所の水防倉庫を現地調査した結果、水防計画上は格納されているはずの資器材が、計画上の倉庫に配置されていなかったものが確認できた。配置されていない理由について確認したところ、平成30年7月豪雨の際に使用する恐れがあったため、同じく島水防団が管理している他の水防倉庫(菅生・東島)に移動させて保管していたとの回答を得た。

一方で、岐阜市水防計画に掲載されている格納資器材一覧表には記載されていないものが配置されていることを確認した。これは、各水防団が独自で所有しているものであった。市の予算も考えながら、現場でのそのような意見を汲み取って、水防計画上の格納資器材一覧表を見直すことも検討することが望ましい。

水防倉庫の周辺において雑草が生い茂り、非常時の使用に支障をきたすと思われる箇所があった。平常時には余裕があるので大丈夫だと思うが、非常時にそのような余裕はないため、普段から河川管理者と情報交換しながら整備しておく必要がある。水防活動をスムーズに実施するための環境整備も防災上重要なことと考えられるので、平常時に意見交換するなど、非常時に向けていかに準備すべきか、市内に68ある水防倉庫をどのように管理整備していくかが今後の課題になる。【意見17】

(3) 7. 砂防急傾斜地の整備事業 施設情報の管理

岐阜市では、対策を行った施設に関する情報について、表計算ソフトを用いて、「岐阜市急傾斜地崩壊危険区域情報 一覧表(以下、「区域情報」という。)」及び「急傾斜地崩壊危険箇所 設備台帳一覧表(以下、「設備台帳」という。)」を作成し管理しており、それぞれ以下の情報が記載されている。

管理簿	作成目的	記載情報
区域情報	各区域に関する情報の一覧	施設管理者、場所、地形、現在までの崩壊の有無、区域指定記録、施工記録の有無 等
設備台帳	各区域に関する施工情報の一覧	工種、構造、形状寸法、施工年度、竣工年月日、事業費 等

また、維持管理に使用する「急傾斜地崩壊防止施設点検カルテ点検シート」についても、別途管理されている。

これについて、施設は全体で67件であり、現状の表計算ソフトにより管理することも可能と考えられるが、岐阜市全体での防災計画を考えるうえで、別途記載したGISを活用した情報の集約を検討されたい。【意見18】

#### (4) 7. 砂防急傾斜地の整備事業 将来の整備計画

岐阜市は、施設の整備スケジュールを定めているが、これらの施設について岐阜市が今後負担する事業費については検討されたい。年度ごとの事業費の検討はされていない。

これに関して担当者にヒアリングしたところ、補助金の交付額や岐阜県施工部分の進捗状況により現状の整備スケジュールから変更することが考えられるため、事業全体の事業費だけでなく、年度ごとの事業費も変化する可能性があるとのことであった。

しかし、施設整備には多額の事業費が発生することから、整備スケジュールに合わせて年度ごとにどの程度、岐阜市の負担が必要かを見積もるとともに、状況の変化に応じて見直すよう検討されたい。【意見19】

#### (5) 8. 橋梁の耐震補強 橋梁に関する情報管理

岐阜市は、管理対象の橋梁について「WEBマップぎふ」という個別の管理台帳を地理情報システム(GIS)として構築し、工事情報や点検情報を随時入力している。

これについて、担当者にヒアリングしたところ、架設時期が古い橋梁については、工事台帳が保存されていないということで入力できていない情報があるとのことであった。

今後、橋梁の耐震化等を進めるうえで構造等の情報は、優先順位及び耐震化費用の積算に欠かせないものと考えられるため、平成31年度に策定予定の耐震補強も含めた橋梁長寿命化修繕計画策定に向け、調査等を行うよう検討されたい。【意見20】

(6) 8. 橋梁の耐震補強 橋梁の修繕費用

岐阜市では、平成24年度に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しているが、その際に各橋梁の修繕に必要な概算費用は、遠望目視による点検結果をもとに行っているとのことであった。

ここで、平成29年度に行った修繕工事について、修繕計画における工事予定額と実績額は下記の通り大きく乖離している状況にある。

(単位：千円)

	予定額	実績額	差額
橋梁修繕工事(千鳥橋)	5,838	36,270	△ 30,432

修繕計画を策定する目的の一つとして、今後増大が見込まれる橋梁の修繕等に要する経費に対し、コスト縮減を行うことがあるが、計画策定時に予定額が過少に見込まれた場合、将来の投資意思決定に重大な影響があると考えられる。

したがって、平成31年度に策定予定の橋梁長寿命化修繕計画については、この点に留意し、策定時点で考えうる最善の見積もり等の情報を用いて策定することが望まれる。【意見21】

(7) 11. 長良川防災・健康ステーション

危機管理対策の一般として、災害が発生した場合の円滑かつ効果的な復旧活動の拠点となる長良川防災・健康ステーションの周知活動としては、地元商店街等に対し施設の説明会を開催、花火観賞にて施設パンフレットを配布、地元小学校及び関係団体等の施設見学受け入れ、民間広報誌等への掲載を行っているが、岐阜市長良川防災・健康ステーションにおける開館当初の利用見込み額について確認したところ次の回答を得た。

長良川健康ステーション

対象となる年度	開館前（計画）	平成28年度実績	平成29年度実績
利用者数	40,000人	33,561人	32,794人

また、貸会議室も設置されており、その稼働率は、次項のとおりである。

対象となる年度	開館前（計画）	平成28年度実績	平成29年度実績
稼働率	60%	18%	32%
使用料	1,690,000円	497,340円	749,320円

平成28年度は18%、平成29年度は32%と開館前の計画に比較して大幅に低いのが現状であるため、開館して間もないこともあるが、施設の維持費を賄うためにも、貸会議室のさらなる稼働率の増加つまり利用料の増加につながるような施策を検討されたい。

【意見22】

3. 本編 第5 まちづくり推進部

(1) 1. 耐震診断等補助金

岐阜市は、「岐阜市建築物耐震改修促進計画」において、平成32年度(2020年度)の耐震化率を目標値95%と設定している。

しかし、平成27年度において住宅の耐震化率は80%、1号特定建築物の耐震化率は86%となっており、目標達成のために建替え・耐震改修による耐震化が必要な件数は、計画以降5年間で住宅については、25,750戸(年平均5,150戸程度)、1号特定建築物については171棟(年平均35棟程度)としている。

一方、耐震化を促進する補助金の実績は、平成27年度以降住宅に対する補助実績のみであり、その件数も目標達成のために必要な耐震化件数とは程遠いものである。

耐震化率の向上は、補助金のみによるものではなく、住民及び事業者自身による地震に対する安全性の確保が求められるものではあるが、岐阜市も国及び岐阜県と足並みをそろえた目標耐震化率を掲げている以上、住民への耐震化への啓蒙のみならず補助金等の件数の拡大も検討するなど目標達成に努められたい。

【意見23】

4. 本編 第6 消防本部

(1) 1. 街頭消火器維持管理

岐阜市内に設置されている6,633本の街頭消火器が計画的に維持管理されているかどうかについての監査を行ったが、適切に行われていることが確認できた。

消火器の点検漏れがないように網羅的になされるような工夫が随所に見られた。

今後は防災事業の有効性をより高めるために、消防庁の諮問機関からの答申、他市町村の動向等を踏まえ、より充実した消防力を確保することを検討することが望ましい。【意見24】

(2) 2. 岐阜市消防団拠点整備事業

消防団拠点整備が計画的に実施されているかどうかについて当初計画と実施結果を突合することにより確認したが、特段問題なかった。

一方で「岐阜市消防団器具庫設置基準」は平成28年に見直しが行われて以降、改訂されていないため、近年発生した災害を踏まえ消防団拠点整備にあたり求められる拠点の仕様について適時に見直しを行うことが望ましい。【意見25】

(3) 3. 消防団員報酬

消防団員の報酬及び退職報償金が正確に計算され、かつ、本人の口座に振り込まれているかどうかについて監査を行った。

報酬及び退職報償金の計算については適切に行われていたが、報酬については親睦会費が控除された残額が振り込まれ、報酬の全額が本人に支払われていなかった。

各分団の親睦会規約を閲覧したところ、親睦会への入会を強制する規定はなく、団員の自由意思に基づく入会であり、親睦会費を報酬から控除して振り込むことについても団員からの委任状を入手しており問題はないものの、親睦会費を報酬額から一定割合を徴収(3団39分団のうち3団本部34分団は報酬の90%以上を徴収している。)していること、及び、親睦会の活動に参加できない場合にも費用を負担していることから、団員別の公平性を欠く状況となっている。

また、消防庁は消防団員を確保するための施策の一つとして年額報酬の引き上げを行うよう要請しているが、現状の運用では年額報酬が増えたとしても、親睦会費として90%以上を徴収されている現状において、消防団員の処遇を改善できるとは考えにくい。

以上より報酬額より親睦会費を控除する運用ではなく、報酬全額を団員の個人口座に振り込み、団員は負担すべき親睦会費を個別に支払う方法に変更する必要がある。【指摘4】

## 5. 本編 第7 上下水道事業部

## (1) 4. 水源施設、配水池の耐震化対策

岐阜市は、平成16年度から水源施設等の耐震診断を行っている。基幹施設については、耐震診断はほぼ終了しているが(未実施の基幹施設も存在するが、いずれも昭和56年以後に建設された施設である)、昭和56年以前建設の水道施設において耐震診断が未実施の施設も散見される。耐震診断未実施の施設のうち、一部は、廃止予定のものもあるが、今後継続的に使用される施設も存在する。基幹施設以外の水源施設等、いわゆる利用人口が少ない水源施設においても、利用者がいる限り、災害時に備えて、耐震診断を進めることが望ましい。

## 【意見26】

## (2) 5. 災害発生時の協定

岐阜市は上下水道事業に関し、以下の市町村、岐阜県、民間団体と災害発生時の協定を締結している。

## (市 町)

羽島市、岐南町、笠松町	上水道相互連絡管設置に関する協定書
関市	上水道相互連絡管設置に関する協定書
県・県内水道事業者	岐阜県水道災害相互応援協定

## (民 間)

岐阜市公認水道工事店協同組合	災害時における応急復旧に関する協定書
岐阜市指定管工事協同組合	災害時における応急復旧に関する協定書の一部を変更する協定書
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 旧商号 株式会社ジェネッツ	水道施設の災害に伴う応援協定書
株式会社クボタ中部支社	災害時における水道資材の供給に関する協定書

株式会社クボタケミックス中日 本支社	災害時における水道資材の供給 に関する協定書
住友重機械エンバイロメント株 式会社中部支店	災害時における下水道施設に係 る応急措置の協力に関する協定 書

岐阜市は、平成30年2月28日に連絡管を接続している関市、岐南町及び笠松町との訓練を初めて実施した。なお、羽島市は、岐阜市と連絡管を接続していないため、この訓練には参加していない。岐阜市と羽島市は、連絡管を直接接続する予定はないとのことではあるが、協定を締結していることもあるので、協定を締結している関市、岐南町、笠松町、羽島市及び岐阜市の5市町が協力して連絡管の訓練を実施するように努めていただきたい。【意見27】

## 6. 本編 第8 各部の防災事業関連契約

### (1) 2. 基盤整備部の防災事業関連契約

基盤整備部の競争入札の複数の業者が同金額で入札している工事が散見された。同金額での入札件数を確認したところ、基盤整備部発注工事の入札案件234件のうち、123件において同金額で入札となり、受注業者を抽選(くじ)で決定していることが判明した(52.56%)。予定価格を事後公表にしたとしても、資材等の単価が公表されているため、今後も同金額での複数業者の入札が相次ぐことが予想される。そのため、岐阜市の担当者において、工事内容を十分に理解し適正な履行が可能な業者を選定すること及び工事完了時の検査を厳格に行うことが重要となってくると考える。そして、5,000万円未満の工事においても、重要な工事については、総合評価落札方式の競争入札を導入することも検討していただきたい。【意見28】

(2) 3. 都市防災部の防災事業関連契約

都市防災部は、中央電子光学株式会社との間で、平成29年7月10日、同年9月7日、同月29日締結の防災行政無線屋外拡声子局設置工事随意契約(以下「本件随意契約」という)を締結しているが、本件随意契約は、合見積業者である沖電気工業株式会社が見積もりを辞退したため、見積書が徴収されていない。本件随意契約については、岐阜市契約規則第29条の但し書きに該当する理由はなく、岐阜市契約規則第29条の趣旨からすると、2者見積もりの要件を満たしておらず不適切な対応であった可能性があると考えられる。したがって、本件随意契約については、岐阜市外の業者の選定を含めて、2者以上から見積書を徴収するか、若しくは一者随意契約の正当性を証する理由を明らかにして契約の正当性を根拠付けるようにすべきであったと考えられる。

また、都市防災部は、公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた沖電気工業株式会社への随意契約見積もりを打診しているが、沖電気工業株式会社が公正取引委員会からの処分をされて確定を待っている段階であったこと、独占禁止法違反を起こした重大な事実及び市民感情を鑑みると、見積もりの打診を控えることが望ましかったといえる。

そして、岐阜市としては、沖電気工業株式会社が公正取引委員会から処分を受けたという事実を重く受け止め、同社もしくは同社の特約店である中央電子光学株式会社が工事を担当することができないことも十分有りうるのであるから、入札参加資格者を増やすよう検討するとともに、防災行政無線のシステム運用技術を職員に習得させるなどの対策に取り組んでいただきたい。

【指摘5、意見29～30】

(3) 5. 教育委員会の防災事業関連契約

教育委員会の発注工事の場合は、最低制限価格を予定価格の90%としている工事が76%を占めており、入札価格から最低制限価格を容易に予想できる状態になっていると考えられる。実際、教育委員会の競争入札について、3つの契約を抽出して入札手続き書類を確認したところ、1つ目の契約については入札した12者中、9者が最低制限価格で入札しており(2者は辞退)、2つ目の契約は入札した8者中、7者が最低制限価格で入札しており(1者辞退)、3つ目の契約は入札した8者中、5者が最低制限価格となっていた(2者辞退)。そうすると、ほとんどの業者が最低制限価格で入札し、競争入札制度を採用する意味が形骸化して、90%で入札をした業者から抽選(くじ)で受注業者を決定するという手続きとなっている可能性がある。

したがって、仮に予定価格を事前公表し、最低制限価格を予定価格の90%と設定するのであれば、総合評価方式での競争入札方式を選択するなどして、業者の選定に力を入れるべきと考える。

なお、監査対象とした教育委員会の3つの契約及び工事については、適切な契約、工事の履行がされていた。【指摘6】

第3 指摘及び意見一覧表

なお、下記一覧表における指摘あるいは意見の欄の数値は、本編及び概要版の【指摘】あるいは【意見】に付した番号を指している。

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
第3 都市防災部				
1 避難所・帰宅困難者備蓄品整備事業				
イ 災害発生時の必需物資の備蓄管理は適切におこなわれているか		1	(西部コミュニティ防災センター)施設内部は誰にでも分かる内容かつ表示方法で明記しておくことが望ましい。	19
		2	(西部コミュニティ防災センター)災害応急対策用資機材一覧表に記載されていないコードリールが保管されてあった。現在の一覧表にもコードリールが存在することを明記することが望ましい。 また、コードリールは実際に引き出して点検したことがないため、問題なく使用できるかを確認しておくことが望ましい。	20
		3	(西部コミュニティ防災センター)施設内に電池は置いてあったが、その使用推奨期限が2007年・2008年等とかなり古いものであった。 使用推奨期限内の電池を備蓄することが望ましい。	21
		4	(消防本部防災センター)災害用備蓄品保管場所に緊急に必要と思われる古い資料が置かれていることは運搬の妨げになるため、必要な書類であれば移動することが望ましく、必要のない書類であれば廃棄し、空間を大切にすることが望ましい。 市役所内の部署が違くと管理も異なり、管理が異なる物資が同じ空間に保管されていると備蓄品の適正な管理や災害時の対応が遅れるなど弊害が生じる可能性があるため、消防本部が管理する物資とは明確に区分し、それぞれの部署がお互いに配慮し分かり易く保管することが望ましい。	23
		5	使用保証期限があるにもかかわらず、買い替え基準が災害等で使用した場合となっているものが多数あった。災害時に確実に使用できるように点検や使用保証期限・品質保持期限等を参考に更新等を検討することが望ましい。	34
2 自主防災組織運営・資機材整備等助成				
ア 自主防災組織への助成は計画的に実施されているか		6	一定額以上の資機材の購入については、防災活動に関する補助金とは区別して、地域格差が広がらないように補助を考えることが望ましい。	51
		7	予算消化ありきで、必要のないものを購入するといったような無駄な支出をしないよう指導することが望ましい。	52
イ 自主防災組織への助成の実態把握は適切におこなわれているか		8	各防災隊が作成している備品管理表等の提出を求め、また自主防災隊がどのような管理をしているのかを、毎年、何隊かの自主防災隊を無作為に選び、市が実際に確認を行うことが望ましい。	53
		9	補助金の適正な使用を見届けるには、一定額以上の用途については領収書の写しの提出または領収書の確認を行うことが望ましい。	54
		10	今後、市は自主防災隊から提出された補助事業等実績報告書を確認し、適切に作成するよう指導することが望ましい。	55
3 防災士育成支援事業				
イ 防災士育成支援は実効性を考えておこなわれているか		11	防災士適任の保証を受けた人材の活躍を岐阜市として活用していく機会を逃さないためにも、支援後の積極的な研修等の開催を行うことが望ましい。	63

平成30年度 岐阜市包括外部監査

第3 都市防災部				
4 避難所表示看板設置更新事業				
イ	指定された避難所等が必要な条件を満たしているか	12	避難所は被災者が一定期間避難生活を送るためのものであり、安全に過ごせる場所を提供するものであるから、指定にあたっての判定過程は、様式を定めたくえて判断根拠となる資料とともに、整理して保管されるよう検討されたい。	71
ウ	想定される災害に対し必要な避難所等が確保されているか	1	風水害については、特に家屋の被害が多いが、住宅等の状況は想定する災害発生時に比べ変化していることが十分考えられることから、風水害についても今後発生しうる災害に基づく被害想定を調査すべきである。	72
		2	避難所生活者として、断水による避難者が予測のとおり発生する可能性は十分に考えられることから、住民等への啓発等だけでなく、避難所等の指定をさらに増やすことにより避難所収容人数の増加に努めるべきである。	75
		13	「岐阜県地域統合型GIS」の利用は、災害対策の業務において効率化・高度化が期待され、岐阜市においてもこのシステムを活用することを検討されたい。	76
キ	今後の避難所表示看板の修繕・更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか	14	更新計画の策定は予定されていないが、将来にわたり一定のコストが継続的に発生することから、他の事業と同様コスト意識を持つよう更新計画の策定が望まれる。	77
6 岐阜市地域防災計画の修正				
ア	岐阜市地域防災計画の修正はどのように実施されているか	15	一般市民から岐阜市地域防災計画の修正項目についての意見も積極的に受け付けて、それらも勘案しながら岐阜市防災会議を開催し、より活発的な会議と市民目線も考慮した岐阜市地域防災計画を策定するほうが望ましい。	90
7 岐阜市総合防災安心読本の取り扱い状況				
ア	岐阜市総合防災安心読本のPRができているか	16	岐阜市総合防災安心読本を活用して、その家族の身も守れるようにさらなる周知をしていくことが望ましい。	95
第4 基盤整備部				
2 水防団員報酬				
イ	水防団員の報酬は本人の口座に振り込まれているか	3	水防団員に係る岐阜市水防団設置条例第20条に規定されている各種手当については、確実に水防団員個人に支払うようにしていく必要がある。	110
3 水防倉庫及び格納資器材				
ア	水防倉庫に格納されている資器材の管理状況はどうか	17	水防活動をスムーズに実施するための環境整備も防災上重要なことと考えられるので、市は、長良川を管理する岐阜県と平常時に意見交換するなど、非常時に向けていかに準備すべきか、市内に68ある水防倉庫をどのように管理整備していくかが今後の課題になる。	116
7 砂防急傾斜地の整備事業				
ア	砂防急傾斜地として整備した箇所を適切に把握しているか	18	岐阜市全体での防災計画を考えるうえで、GISを活用した情報の集約を検討されたい。	134
エ	今後の砂防急傾斜地として整備する箇所について、スケジュールや事業費に関する計画を作成しているか	19	施設整備には多額の事業費が発生することから、整備スケジュールに合わせて年度ごとにどの程度、岐阜市の負担が必要かを見積もるとともに、状況の変化に応じて見直すよう検討されたい。	134
8 橋梁の耐震補強				
ア	所管する橋梁を適切に把握しているか	20	架設時期が古い橋梁については、工事台帳が保存されていないということで入力できていない情報があるとのことであった。橋梁の耐震化等を進めるうえで構造等の情報は、優先順位及び耐震化費用の積算に欠かせないものと考えられるため、平成31年度に策定予定の耐震補強も含めた橋梁長寿命化修繕計画策定に向け、調査等を行うよう検討されたい。	140
エ	所管する橋梁の修繕・更新が適切な時期に実施される計画を作成しているか	21	平成31年度に策定予定の橋梁長寿命化修繕計画については、策定時点で考えうる最善の見積もり等の情報を用いて策定することが望まれる。	141
11 長良川防災・健康ステーション				
ア	長良川防災・健康ステーションの運営状況はどうか	22	施設の維持費を賄うためにも、貸会議室のさらなる稼働率の増加つまり利用料の増加につながるような施策を検討されたい。	162

平成30年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
第5 まちづくり推進部				
1 耐震診断等補助金				
オ 補助金の効果を図るために設定された指標の達成状況は良好か		23	岐阜市も国及び岐阜県と足並みをそろえた目標耐震化率を掲げている以上、住民への耐震化への啓蒙のみならず補助金等の件数の拡大も検討するなど目標達成に努められたい。	172
第6 消防本部				
1 街頭消火器維持管理				
ア 街頭消火器の維持管理は計画的に実施されているか		24	街頭消火器は適切に維持管理されていたが、防災事業の有効性をより高めるために、消防庁の諮問機関からの答申、他市町村の動向等を踏まえ、より充実した消防力を確保することを検討することが望ましい。	179
2 岐阜市消防団拠点整備事業				
イ 消防団拠点整備は必要性を十分に考慮して網羅的に整備されているか		25	消防団拠点の整備にあたり求められる拠点の仕様については適時に見直しを行うことが望ましい。	182
3 消防団員報酬				
イ 消防団員の報酬は本人の口座に振り込まれているか	4		報酬額より親睦会費を控除する運用ではなく、報酬全額を団員の個人口座に振り込み、団員は負担すべき親睦会費を個別に支払う方法に変更する必要がある。	188
第7 上下水道事業部				
4 水源施設、配水池の耐震化対策				
ア 水源施設及び配水池の施設の耐震診断は実施されているか		26	基幹施設以外の水源施設等、いわゆる利用人口が少ない水源施設においても、利用者がいる限り、災害時に備えて耐震診断を進めていくことが望ましい。	224
5 災害発生時の協定				
ウ 協定にしたがって適切に実行可能か		27	協定による訓練は、平成30年が初めてということであったが、隣接市町村との協力なくして、市民に対する安全な水の供給は成り立たないと言えることから、今後も訓練を実施していただきたい。 また、岐阜市と羽島市は、連絡管を直接接続する予定はないとのことではあるが、協定を締結していることもあるので、協定を締結している関市、岐南町、笠松町、羽島市及び岐阜市の5市町が協力して連絡管の訓練を実施するように努めていただきたい。	230
第8 各部の防災事業関連契約の適正判断				
2 基盤整備部の防災事業関連契約				
ウ 入札金額が同金額となる入札が頻発している問題		28	5,000万円未満の工事においても、重要な工事については、総合評価落札方式の競争入札を導入することも検討していただきたい。	237
3 都市防災部の防災事業関連契約				
ア 随意契約が適切に契約締結されているか	5		2者見積り目の要件を満たしておらず不適切であると考えられる随意契約があった。 2者以上から見積書を徴収するか、若しくは一者随意契約の正当性を証する理由を明らかにして契約の正当性を根拠付けるようにすべきであったと考えられる。	242
イ 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた会社への随意契約の見積もり依頼は適切か		29	都市防災部は、沖電気工業株式会社が資格停止措置は受けていないが、公正取引委員会から処分を出されていることを認識している状態にありながら、防災行政無線屋外拡声子局設置工事の見積もり打診をした。沖電気工業株式会社が公正取引委員会からの処分をされて確定を待っている段階であったこと、独占禁止法違反を起こした重大な事実及び市民感情を鑑みると、見積り目の打診を控えることが望ましかったといえる。	248
ウ 防災行政無線対応ができる受注業者の数は必要十分か		30	岐阜市の防災行政無線は、沖電気工業株式会社及び中央電子光学株式会社でしか取り扱いができないようになっており、当該2社が岐阜市競争入札参加資格停止となってしまった場合で、無線に不具合が発生して修復工事が必要ときに早急に対応ができない可能性がある。 したがって、工事を担当することができないことも十分有りうるのであるから、入札参加資格者を増やすよう検討するとともに、防災行政無線のシステム運用技術を職員に習得させるなどの対策に取り組んでいただきたい。	249
5 教育委員会の防災事業関連契約				
ア 予定価格の事前公表は適切か	6		教育委員会の発注工事の場合は、最低制限価格を予定価格の90%にしている工事が76%を占めており、入札価格から最低制限価格を容易に予想できる状態になっていると考えられる。 予定価格の事前公表は速やかに廃止すべきと考える。仮に予定価格を事前公表し、最低制限価格を予定価格の90%と設定するのであれば、総合評価方式での競争入札方式を選択するなどして、業者の選定に力を入れるべきと考える。	258